



発行 新潟県

号外 1

平成25年 3月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 412 道路の区域変更 (道路管理課)
- 413 道路の供用開始 (道路管理課)
- 414 道路の区域変更 (道路管理課)
- 415 道路の供用開始 (道路管理課)
- 416 道路の区域変更 (道路管理課)
- 417 道路の供用開始 (道路管理課)
- 418 道路の区域変更 (道路管理課)

告 示

◎新潟県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市大栄町7丁目甲292番1から 同市荒町字村中甲10番1まで	新	(A)5.3~20.1メートル	2,134.2メートル
		(B)8.6~66.8メートル	2,300.8メートル
新発田市大栄町7丁目甲292番1から 同市荒町字村中甲10番1まで 新発田市荒町字家裏甲1175番1から 同市荒町字村中甲10番1まで	旧	(A)5.3~20.1メートル	2,134.2メートル
		(B)8.6~57.2メートル	329.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用  
一部区間県道新発田津川線と重用

◎新潟県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
新発田市大栄町7丁目292番1から同市荒町字村中甲10番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

◎新潟県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市新栄町2丁目622番1から 同市荒町字元宮甲1520番5まで	新	17.2～73.0メートル	3,880.8メートル
新発田市新富町3丁目441番1 同市荒町字元宮甲1520番5まで	旧	11.0～34.0メートル	3,473.5メートル

- 備考 1 路線の起点を変更する区域変更  
 2 路線の重用  
 一部区間県道新発田停車場線及び県道住吉上館線と重用

◎新潟県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 460号
- 2 供用開始の区間  
新発田市富塚町1丁目1766番から同市荒町字元宮甲1520番5まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

◎新潟県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市富塚町2丁目979番1から 同市池ノ端字松原下1082番1まで	新	4.0～29.0メートル	3,005.5メートル
	旧	(A) 4.0～29.0メートル	3,006.0メートル
		(B) 9.5～73.0メートル	3,806.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 住吉上館線
- 2 供用開始の区間  
新発田市西蓑口字大橋上1877番1から同市池ノ端字川原田827番2まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

#### ◎新潟県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市大栄町7丁目甲291番1から 同市諏訪町2丁目甲11番1まで	新	16.0～16.8メートル	273.8メートル
新発田市諏訪町2丁目甲13番1から 同市諏訪町2丁目甲11番1まで	旧	16.0～16.0メートル	15.4メートル

備考 1 路線の起点を変更する区域変更

2 路線の重用

一部区間一般国道290号と重用